

# 玉名市新型コロナウイルス等対策行動計画【概要】

## 第1章 計画策定にあたって

### 1 計画の趣旨・経緯等

- ・新型コロナウイルス等の新たな感染症対策に関する基本方針や対策の実施体制、感染時期区分における具体的行動等を示す計画
- ・平成25年の「新型コロナウイルス等対策特別措置法」（以下、「特措法」）施行に伴い、平成27年「玉名市新型コロナウイルス等対策行動計画」（以下、「市行動計画」）を策定
- ・令和2年新型コロナウイルス感染症の対応を通しての課題や関係法令の改正等を踏まえ、県行動計画に基づき改定
- ・今後は県行動計画が6年ごとに改定するのに合わせ、市の行動計画を改定

## 第2章 基本的な方針

### 1 対策の目的

#### ① 市民の生命及び健康の保護

- ・平時から地域の医療提供体制を把握し、有事に県（保健所）、医師会、医療機関、近隣市町と協議できる場を確保しておくことで、市民へ適切な情報提供を行い、医療提供体制の維持に努める
- ・速やかにワクチン接種体制の整備を行い、感染による重症化防止に努める

#### ② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟に対策を切替えることにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる
- ・市役所機能維持のため、業務継続計画の策定・実施等により市民生活及び社会経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める

### 2 対策の基本的な考え方

- ・基本的な感染対策について市民へ周知啓発を行い、感染拡大防止に努める
- ・県（保健所）と連携して感染状況の把握を行い、県からの協力依頼を受け健康観察や生活支援を実施する
- ・有事の際に、医療提供体制を維持できるよう、適切な受診行動について市民に周知啓発する
- ・市民への正確な情報提供を行うことで、パニックや風評被害を防ぐ
- ・速やかにワクチン接種体制の整備を行い、予防接種を実施する
- ・高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援を講じる
- ・市役所各課等の業務継続計画を策定し、最低限必要な市民サービスを提供する。

### 3 時期区分の想定

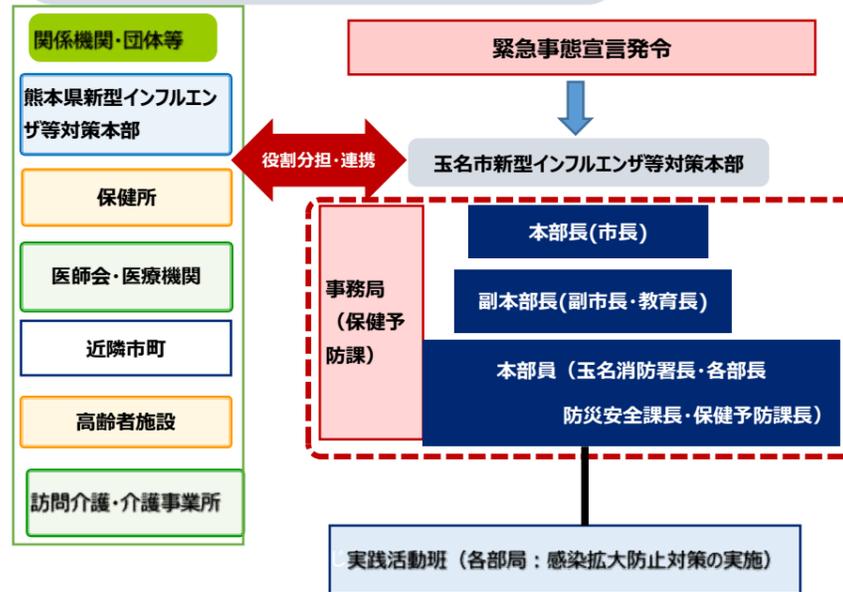
- ・各種対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、3つの時期区分を想定
- ・発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切替える

準備期 (平時) 期間	新型コロナウイルス等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む
初期期	新型コロナウイルス等の可能性がある感染症が発生して以降、国が発生を公表し、特措法に基づき(国・県)が対策本部を設置するなど、初動対応にあたる期間
対応期	特措法第18条に規定する基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

### 4 対策実施上の留意事項

- ・平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立する
- ・対策を実施する際は基本的な人権を尊重し、偏見・差別に対する周知啓発を行う
- ・感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を推進する
- ・対策の実施に係る記録を作成・保存・公表する

### 5 玉名市新型コロナウイルス等対策に係る組織体制（イメージ）



## 第3章 各対策項目の取組

・新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、対策項目を7項目に設定

対策項目	概要
① 実施体制	(準)・平時における県(保健所)及び近隣市町等との連携強化 (準)・業務継続マニュアル(業務継続計画)の見直し (初)・新型コロナウイルス等が確認された場合は国と県が対策本部設置⇒市対策本部設置を検討 (対)・全庁的に人員体制の確保 (対)・まん延の程度により業務継続計画に沿った業務の実行 (対)・職員のメンタルヘルス支援のため必要な対策の実施 (対)・緊急事態宣言を受け、直ちに市対策本部を設置 (対)・緊急事態宣言解除を受け、遅滞なく市対策本部を廃止
② 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	(準)・市民に基本的な感染対策や感染者に対する偏見・差別の防止等の周知、啓発を実施 (準)・県(保健所)と有事における情報連携についてあらかじめ合意しておく (初)・国の取り組みに関する留意事項と近隣市町の対応を参考にして地域の実情を踏まえた情報提供の実施 (初)・国からの要請を受け市民からの相談対応のためコールセンターの設置を検討
③ まん延防止	(準)・基本的な感染対策の普及と体調不良時の対応について平時からの理解促進 (初)・国からの要請を受け業務継続計画に基づく対応の準備
④ ワクチン	<b>特定接種</b> (準)・覚書締結医療機関と事前協議 (準)・医師会に医療従事者確保について相談 (準)・接種対象者(市職員)について把握し、厚労省に人数報告 (準)・予防接種に必要な資材の確保方法等の決定 (準)・ワクチン配送事業者の把握とワクチン供給量に応じた医療機関ごとの分配量の想定 (対)・国が特定接種の実施を決定⇒覚書締結医療機関と接種体制を決定し実施  <b>住民接種</b> (準)・接種会場における接種体制の想定 (準)・医師会、近隣市町と締結している連携協定に基づき接種体制の事前相談 (準)・接種に必要な資材確保の準備 (初)・住民接種予定数の把握、接種動員方法、予約受付方法等の検討及び接種資材等の確保 (初)・接種体制について医師会と協議 (初)・全庁的な実施体制(ワクチン接種)の構築(組織、人事管理) (初)・予防接種業務の洗い出しと人員数の想定と人員リスト作成 (初)・接種スタッフ等外部委託業者の検討 (初)・在宅医療受療者や高齢者施設入所者で当該医療機関における接種が困難な方の接種体制について医師会、介護保険部局と協議 (初)・ワクチンの保管、配送や予約受付体制の構築 (初)・接種記録のシステム管理方法の確立 (初)・接種情報や予防接種健康被害救済制度の周知と相談対応 (初)・接種会場での救急対応 (対)・ワクチンの流通、需要量及び供給量の管理 (対)・接種会場への交通手段がない人の対応検討 (対)・健康被害救済制度の周知、相談、申請等対応
⑤ 保健	(対)・県(保健所)からの協力依頼を受け健康観察の実施 (対)・県(保健所)からの協力依頼を受け生活支援サービスの実施
⑥ 物資	(準)・感染症対策物資等を備蓄し定期的に備蓄状況等を確認(災害対策と兼ねる)
⑦ 住民の生活及び地域経済の安定の確保	(準)・生活必需品や食料品等の備蓄(災害対策と兼ねる) (準)・生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事提供、搬送等)を要する者への支援等の準備 (初)・国からの要請を受け火葬能力の限界を超える場合に備え、一時的な遺体安置場所の確保 (対)・まん延防止措置による心身の影響に対してメンタルヘルス対策等を担当課で実施 (対)・生活支援を要する者への対応 (対)・学校の臨時休業の要請を受け、学びの継続に関する取組等の実施